地方都市移住「生態移民」政策の実施と所得変化

——中国内モンゴル錫林郭勒盟・蘇尼特右旗の事例調査から——

呉　　金　虎*
文　　海**

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　「生態移民」問題
Ⅲ　錫林郭勒盟・蘇尼特右旗の「生態移民」政策
Ⅳ　地方都市移住「生態移民」政策
Ⅴ　「生態移民」の所得変化
Ⅵ　おわりに

Ⅰ　は　じ　め　に

「生態移民」政策は中国では環境政策として最初に登場する。その主な目的は環境保全と貧困削減であった。1998年揚子江特大洪水災害及び頻発な黄砂の発生が人々に警鐘を鳴らした。このような自然災害の発生は，人口過剰，資源略奪，生態系のバランス崩れ，生態環境悪化に起因するものであり，人々の生存を脅かしていることを再認識させた。そこで，中央政府に生態環境保全の戦略的決断が責められ，「生態移民」政策はその重要な対策の１つとして登場する。

2000年から中国は，環境保全対策の一環として生態環境の悪化が人々の生存を脅かす農耕，半農半牧地域で「退耕還林還草・禁牧・休牧・輪牧」政策を打ち出した。この政策の趣旨は「退耕還林・還草・囲封禁牧・収縮転移・集約経営」[1] である。地域住民の生態環境への過度負荷を低減し，より集約的な農業経営へ移転するか，地域住民を他の地域へ移住させる「生態移民」政策が考案された。中央政府が「生態移民」政策を提言する前に，中国のいくつかの自治区・省では，すでに実験的に導入し始めた。内モンゴル自治区（以下内モンゴルと略する）政府は2001年１月に「生態移民」政策を実験的導入し，一部の地域では従来の牧草地での自由放牧経営方式を制限し，家畜の畜舎飼育（場合には家畜の一部畜舎飼育）いわゆる“集約経営方式”が奨励されるよ

＊　内蒙古財経大学　経済与資源開発研究所
＊＊　龍谷大学経済学研究科修士課程卒業

1)「退耕還林還草」政策は実施されたのが1999年である。それは1999年から実施された「西部大開発」で，生態環境建設の主な戦略の１つである。内モンゴル農業の地域特性によって農耕地域，半農半牧地域，純牧畜地域に分けられている。農耕地域では「退耕還林還草」，半農半牧地域では「退耕還林還草」と「休牧・禁牧」，純牧畜地区では「休牧・禁牧」や「退牧還草」，「囲封転移」など地域農業特性に合わせて実施している。

うになった。湖北省は2001年２月に実験的に「生態移民」政策を実施し，貧困削減長期企画に織り込まれた。

2001年３月，国家環保総局が十箇所の地区を国家レベルの生態環境保全区と指定し，“退耕還林”政策の延長線に，植生回復を目的に「生態移民」政策を実験的導入した。

2001年４月に，国家計画委員会が《関于異地扶貧搬迁試点工程的実施意見》[3] を発表し，「生態移民」政策を実験的に導入することを明らかにした。2001年６月に，国務院が《中国農村扶貧開発綱要 2001-2010》[4] 第19条に“自発的な生態移民を着実に押し進める。生存条件が悪く，天然資源が貧弱な数少ない極端な貧困人口を退耕還林還草政策と組み合わせて移住による貧困削減を行うべきである”と指摘している。各地区の実験的な導入成果を踏まえて，国務院は《関于進一歩完善退耕還林政策実施的若干意見》[5] を発表した。それは“生態環境保全のため，退耕還林政策と組合せ，生態移民政策を実施する。生態環境が貧弱で，生存条件を基本的に失った地域の人々を移民させ，退耕還林還草政策を徹底的に実施し，生態移民の生産生活を立て直すために補助金を支給する”と正式に「生態移民」という言葉が公の場に現れた。

2001年から2003年にかけて，中国雲南，貴州，内モンゴル，寧夏４省・自治区に「貧困削減移転プロジェクト」を実験的に展開し，74万人を移住させた。同時に，広西，四川，陝西，甘粛省に小規規模で実験的導入し，約４万人を移住させた。

内モンゴルの「生態移民」政策の実施は《関于実施生態民和異地扶貧移民試点工程的意見》[6] から始まる。このプロジェクト当初の予定は，内モンゴルにおいて72旗・県[7]，101蘇木・鎮の2,419嘎査を対象に，2002年から６年間で合計65万人を移民させる計画であった[8]。2000年，内モンゴル・阿拉善盟は“退牧還草”政策を実施し，2,000人あまりの人口を賀蘭山から「生態移民」として移出させた[9]。2001年５月，内蒙古人民政府办公庁は「生態移民」政策の内容を織り込んだ《内蒙古人民政府批転自治区発展計画委員会関于実施生態移民和異地扶貧試点工程意見的通知》を発表した。

---

3) 《異地貧困削減移転プロジェクト実施に関する意見》

4) 《中国農村貧困削減綱要（2001—2010年）》

5) 《退耕還林政策実施をさらに充実させるための若干意見》（国発［2002］10号文件），2002年４月11日

6) 《生態移民政策及び貧困削減移住実験的導入に関する意見》（内蒙古自治区発展計画委員会，2001年１月４日）

7) 内モンゴル自治区の地方行制度は，自治区の政府の下に，２級地区として盟（アイマック）と盟レベルの市の２つの行政区で構成されている。さらに盟（アイマック）と市が３級行政レベル旗（ホショー）・県・区で構成されている。同じく市も３級行政レベル旗（ホショー）・県・区で構成されている。旗（ホショー）・県はさらに４級行政レベル鎮・蘇木（スゥーム）で構成され，鎮・蘇木（ソム）の下に５級行政レベル村・嘎査（ガチャー）が存在する。従って，内モンゴルの行政レベルの仕組は自治区—盟・市—旗・県・市・区—鎮・蘇木・郷—嘎査・村の５つから成る。２級行政レベルの盟（３個）と市（８個）は12個あり，３級行政レベル旗52個，県17個，市11個，区21個合計101個ある。４級行政レベル鎮142個，蘇木（スゥーム）190個，合計602個ある。５級行政レベル村・嘎査（ガチャー）は11,308個ある。

8) 殷耀，柴海亮［内蒙古计划投资上亿元，６年生态移民65万人］人民日報（海外版），2002-12-2 (2)

9) 刘军，［阿拉善—退牧还草锁沙尘］，人民日報（海外版），2000-7-13，第11版

内モンゴルの2002年で移住させた「生態移民」は14,234人[10]である。それから，2004年まで毎年移住させる「生態移民」数は上昇傾向にあり，ピークの2004年で移住させた「生態移民」は20,234人である。一方，2005年から「生態移民」の数は減少し，2009年の「生態移民」数は2,081人でした。従って，2002年から2009年にかけて，内モンゴルの「生態移民」総数は107,584人であり，当初予定の65万人に及ばなかった。

「生態移民」政策は，これまでの一方的な経済開発政策とは質的に異なり，生態環境保全目的を最優先し，「生態移民」の生活・生産環境の改善及び所得水準の向上を目指す環境保全と貧困削減の総合対策である。それは「生態移民」に指定された地域住民にとって，従来の生活様式や生産形態を余儀なく制限され，時には完全に放棄させ，ほかの地域（都市近郊または新たに建設された移民村）へ移住させることを意味するものである。

人間と環境を新しく調和させるに不可欠なのは，人々の生活最低水準をクリア可能な経営利益（所得）の獲得と経営の持続性が要求される。そのため，「生態移民」の企画法案の中では，基本的に「生態移民」に対する補助・保障・保護などの内容が含まれている。しかし，「生態移民」政策には移住先での生産活動の持続性・生活の適合性・文化の継続性，農業の多面的機能などが考慮されていない。「生態移民」の生活・生産が単なる他者（国・地方）からの補助・保障・保護の上で成り立つのもであった場合，そのコミュニティの持続的な生活・生産基盤が不安定となり，市場経済の競争意識が薄い「生態移民」たちにとって，弱体化を余儀なくされ，新たな貧困を生み出す危険さえも潜んでいる。このような行政主導で推し進められてきた「生態移民」政策の実施が，生態環境の回復，生活環境の改善及び所得水準の向上，持続的生産基盤の確保と安定的な経営形態が確立されているかどうかが，「生態移民」政策を評価するうえでは最も重要である。

「生態移民」の移住先と移住先での従事産業形態によって，地方都市移住「生態移民」と移民村移住「生態移民」に分けることができる。移民村の形成にも，地方都市近郊で形成された移民村があれば，地方都市から離れた交通の便利なところで新設した移民村もある。移民村移住の「生態移民」にとって，農業（畜産）経営は主要な従事産業形態である。内モンゴルの移民村経営形態において，地方行政からは畜舎飼育による資本集約的な酪農経営を全力で推し進めている。その背後には，2002年から内モンゴル酪農業・乳製品加工業の急速な成長による生乳需要拡大が上げられる。一方，移民村における生産形態の確立は，従来の農業（畜産）生産技術の蓄積をベースに行われているのに対して，地方都市移住「生態移民」は農業（畜産）生産から完全に切り離され，地方都市での雇用労働，自営業によって生計を立てるものである。地方都市移住「生態移民」のほとんどは，移民以前に牧草地で家畜放牧経営を行っていた牧民である。放牧経営は飼養コストの低減，肥料の節減と糞尿処理の省力化，労働時間の短縮，濃厚飼料及び貯蔵飼料調製量の低減，衛生費の節減などの乾燥した自然牧草地資源を最大限に生かされた伝統的な家畜飼養形態であり，古くからこの土地に根付いた生産形態である。放牧という特殊の畜産経営技術を有する牧民たちにとって，放牧経営は一番その優位性が発揮できる生産形態である。しかし，放

10)『内蒙古経済社会調査年鑑』(2011年)「2-2-9　京津風沙治理工程建設状況」。

牧経営者から雇用労働者に転身した牧民にとって，地方都市での生活環境の改善及び所得水準の向上，持続的生産基盤の確保と安定的な経営形態の確立が更なる試練が伴うものである。

本稿では，まず，調査地錫林郭勒盟・蘇尼特右旗「生態移民」政策実施の背景とその実態概況を概観する。次に，内モンゴルの地方都市移住「生態移民」のW嘎査（ガチャー）事例研究を通じて，地方都市移住「生態移民」政策の実施状況，補助金支給対策，行政サポート対策，生活補助金制度（最低生活補助金，養老保険，医療保険），地方都市就労形態，就労業種，収入・支出の実態を明らかにする。最後に，牧畜業をやめ完全に都市に移住した家計，表面的に移住したが実際に元の居住地に経済的なつながりをとどめている家計，完全に移民を拒否したため制裁的な待遇を受けている家計の3種類について，移民した場合と拒否した場合の家計構造を推計する。

Ⅱ 「生態移民」問題

「生態移民」問題は中国の内陸農牧地域が直面している社会問題，経済問題，環境問題，民族問題の1つの縮小図として国内外から注目を浴びている。「生態移民」政策は「退耕還林還草・禁牧・休牧・輪牧」政策の延長線上に現れ社会現象であるために，これらを一体にして論じられる傾向が見られる。先行研究では，政策の生態回復への効果評価，貧困削減効果，補助金対策効果，所得向上効果などを中心に論じられている。

施（2005）は，内モンゴル阿拉善盟（アラシャ）における事例研究によって，「生態移民」政策は草原の植生回復に貢献でき，生態環境改善の有効な政策であると指摘している。さらに，この政策は農牧民の貧困緩和に貢献し，農牧業の生産方式の転換と経営構造の合理化に役割を果たしていると主張している。

一方，シンジルト（2005）・中村（2005）は甘粛省南ヨゴル族自治県における現地調査から，「生態移民」政策は真の環境保全に繋がるとはいえないと主張している。また，児玉（2005）は，内モンゴル阿拉善盟（アラシャ）額済納旗（エゼネ）における牧畜民の事例から「生態移民」政策における家計収入低下の危険性と地下水枯渇の2つの危険性が指摘されている。

達（2007）が「生態移民」政策は貧困から脱出することが目的であるが，価格条件のもとでは飼料費の高騰が経営赤字を促し，更に貧困に陥る可能性があると指摘している。スエー（2005）は濃厚飼料の値上がりにより生産コストの向上，粗飼料の確保とコスト削減がもっとも重要な課題であると指摘している。

補助金支給政策が「生態移民」家計の収入増加への貢献が大きく，退耕環林政策を維持すべきであると主張しているのは，劉・李・高（2003），田（2007），スエー（2005），樊（2006）の先行研究がある。

劉・李・高（2003），東（2006）は，「退耕還林還草」政策及び「生態移民」政策の農家所得形成及び農家所得の向上への影響を強調し，就労環境の改善と農外所得の獲得が家計所得への貢献度が多きいと主張している。

一方，双・鬼木（2004）は，内モンゴル蘇尼特右旗（ソニト）移民村の調査結果から環境保護政策が農牧民の所得増加や地域経済発展において，必ずしも良好な成果をもたらされていると言えないと主張している。

鬼木・根（2004）は，内モンゴル自治区鄂尔多斯市（オルドス）における牧畜民事例から，移民村での家計所得増大に必要なのは資本や土地であることを指摘し，技術指導や情報提供が「生態移民」政策成否のキーポイントであると主張している。

曹・吴・杨（2005）は内モンゴル通辽市扎鲁特旗の事例調査から「退耕・還林・還草」政策は地域特性に合わせて選択的に実施すべきであると指摘している。

Ⅲ　錫林郭勒盟・蘇尼特右旗の「生態移民」政策

錫林郭勒盟蘇尼特右旗は，モンゴル高原の中部，陰山山脈北東部に位置する。草原と荒漠の過渡地帯に属し，モンゴル国と81.5 kmの国交線を接し，平均海抜900～1400 m。ユーラシア草原フローラに属し，植生資源は貧弱で，植物ゾーンとして中温草原地帯に属する。平均気温は3.4～4.3℃，全年の降水量は非常に少なく，一般的170～190 mmである。年平均蒸発量は2,387 mmで，年平均降水量の13倍となる。年平均風速は4～6 m／秒（3～4級風速に相当する），全年風速は3 m／秒以上日数は290～300日，17 m／秒（風速8級）以上の日数は55～79日である。平均日照時間は3,232時間。冬にも砂嵐が巻き起こる天気が多く，乾燥した典型的な大陸性気候に属する地域である。

総人口は69,163人である。そのうち，就業総人口は33,052人であり，第1次産業就業者数の占める割合は50.6％である。人口密度は低く（2.58人/平方km），1人当たり総生産額は内モンゴル全体（25,393元）と錫林郭勒盟（28,691元）より若干低く22,119元となっている。第1次，2次，3次産業生産額構成比率は8.7％，63.5％，27.8％である。都市就業者平均所得と農牧民平均1人当たり所得は20,669元，3,222元で内モンゴル（21,884元，3,750元）と錫林郭勒盟全体（21,165元，3,702元）平均より若干下回っている。

蘇尼特右旗利用可能な牧草地面積は2.37平方kmで，総面積2.67平方kmの88.8％を占め，錫林郭勒盟全体の平均的な水準に相当する。2007年末大家畜飼養総頭数は1.04万頭，小家畜は47.66万頭である。ヤギ単位[11]当たり利用可能な牧草地面積は66.0畝[12]である。ヤギ単位当たり内モンゴル利用可能な牧草地面積は10.2畝，錫林郭勒盟は6.0畝である。蘇尼特右旗のヤギ単位当たり利用可能な牧草地面積は内モンゴル全体と盟全体を大きく上回っている。これは，蘇尼特右旗牧草地の家畜積載能力は内モンゴルと錫林郭勒盟全体の平均より遥かに低いことを意味している。

11)　ヤギ単位とは内モンゴルにおける畜種間の換算単位である。主に家畜の食べる牧草の計る単位として使われている。成年ヒツジ1頭＝1頭ヤギ単位，ヤギ1頭＝0.9ヤギ単位，馬1頭＝6ヤギ単位，ウシ1頭＝5ヤギ単位。一才以下の幼畜は1/3の成畜に相当する。

12)　畝は中国固有の面積単位である。1畝は約6.7 aに相当する。1 haは約15畝，1平方kmは1,500畝に相当する。

20世紀60年代，蘇尼特右旗のヤギ単位家畜飼養総頭数は291万であり，1988年は110万ヤギ単位でしたが，2007年では53万ヤギ単位までに減少している。平均１頭ヤギ単位当たり利用可能な牧草地面積も20世紀60年代の13畝，1988年の32畝から，2007年の66畝まで上昇している。これは蘇尼特右旗牧草地生産能力の退化に伴って，ヤギ単位当たり利用可能な牧草地面積は上がっていることを意味する。

図１ 蘇尼特右旗年末家畜飼養総頭数と農牧民１人当たり所得の変遷

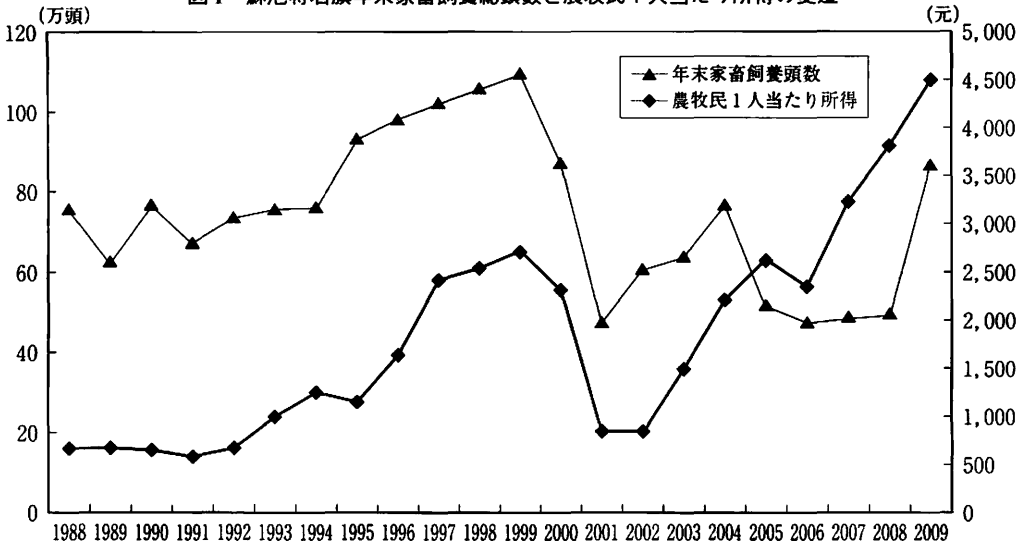

（出所）『内蒙古統計年鑑2010』より筆者作成

図１は，蘇尼特右旗年末家畜飼養総頭数と農牧民１人当たり所得の変遷を示したものである。

1999～2001年，蘇尼特右旗は連続的に干ばつ，雪，黄砂，害虫被害などの自然災害に見舞われた。その被災期間は長く，被害損失も大きかった。2000年における，害虫被害面積は2.1万平方kmに及んだ。また，強風による被害は36回，黄砂による被害は24回までに及んだ。1999～2001年までの蘇尼特右旗自然被害面積は2.14万平方kmで，総面積2.67の80％を占める。その被害で，蘇尼特右旗1999年末家畜総頭数は109.5万頭（小家畜104.9，大家畜4.58万頭）から2001年の47.7万頭（小家畜46.7，大家畜0.97万頭）まで減少した。一方，農牧民１人当たり名目所得も1999年の2,706元から2001年の855元まで減少した。この３年連続の自然災害が蘇尼特右旗の生態環境の悪化を促し，貧困化を加速させた最も重要な要因である。2001年，貧困世帯と貧困人口は牧区総世帯の45.1％と総人口の46.4％を占める。長期にわたる被災生活で95％牧戸は貯金を使いはたし，70％以上の牧戸は負債経営を行うようになった。2002年世帯当たり被災支出は12,800元，１人当たり被災支出は3,000元となっている。家畜死亡及び格安い処分による１世帯当たり被災額は18,280元，１人当たり7,160元である。被災期間の蘇尼特右旗牧民の１人当たり負債額は2,593元であり，2003年８月にも，6,223万元の負債総額があった。2002年夏，蘇尼特右旗4,020世帯（旗全世帯の52.9％），16,781人（旗全人口52.6％）が食料援助を必要としていた[13]。

13) 陳洁罗丹 著『中国草原生态治理调查』74頁から引用。

自然災害による牧草地の退化の影響を受け，錫林郭勒盟は「囲封禁牧，収縮転移，集約転移」[14]を目的に，伝統的な牧草地放牧経営方式の転換を目指し，生態環境保護を最優先する《内蒙古錫林郭勒盟関于実施囲封転移戦略的決定》（2002年３月）などの政策を講じられていった。蘇尼特右旗は，錫林郭勒盟よりはやい2001年の段階ではすでに《蘇尼特右旗囲封転移工程総体規划》（2001—2005年），《蘇尼特右旗囲封転移工程実施方案》（2001—2002年），《蘇尼特右旗生態移民和異地扶貧移民試点工程実施方案》（2001年）などの対策を打ち出した。蘇尼特右旗は生態環境保全対策として具体的に「生態移民」「禁牧畜舎飼育」「季節的休牧」の３つの対策を組合せて実施した。

蘇尼特右旗は生態環境が著しい悪化している額仁淖爾（エレンノール），格日勒敖都（ゲルラオト）２つの蘇木（スゥーム）の牧草地を囲み完全な禁牧を実施する「生態移民」政策を実験に導入した。それは，上記の２つ蘇木の地域住民を斉哈日格図（チハリガト），新宝力嘎（シンボリガ），都呼木（トゥフム），阿日善図（アリサントゥ）の４つの生態移民区（村）に移住させる計画である。2001～2003年にかけてこの４つの生態移民区に合計284世帯1,261人を「生態移民」として移住させた。

Ⅳ　地方都市移住「生態移民」政策

ここでは内モンゴル錫林郭勒盟・蘇尼特右旗のW嘎査（ガチャー）（以下嘎査（ガチャー）と略する）の事例調査[15]に基づき地方都市移住「生態移民」政策の実施状況，補助金支給対策，行政サポート対策，生活補助金制度（最低生活補助金，養老保険，医療保険），地方都市就労形態，就労業種，収入・支出の実態を明らかにする。

嘎査（ガチャー）は蘇尼特右旗の東北に位置し，蘇尼特右旗の鎮所在地である賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮（移住先の地方都市）から75 km離れたところに位置する純牧区である。総世帯数は90戸，総人口は297人である。嘎査（ガチャー）の総牧草地面積は53万畝で，うちの41万畝の牧草地を嘎査（ガチャー）の牧戸が請負っている[16]。一戸当たり平均牧草地面積は4,408畝である。嘎査（ガチャー）は歴史的にも1977年に雪害，1989年に干ばつなどの大きな自然災害を経験している。特に，1999年から2001年の３年連続干ばつの被害を受け，この嘎査（ガチャー）の多くの牧民は貧困に落ち[17]，牧草地の退化も顕著となった。

2006年11月の「生態移民」政策が実施される前，すでに27世帯が貧困脱出のため，嘎査（ガチャー）を離れ他地域へ移住した。一方，嘎査（ガチャー）残りの90世帯を地方都市に移住させる「生態移民」に指定し，2006年11月から賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮への移住が始じまった[18]。

---

14)　“牧草地を囲み禁牧を行い，集約的な経営へと転換する”。

15)　本稿で用いるデータは2008年の聞き取り調査及び生態移民サポート行政機関の“生態办”から入手した「W嘎査（ガチャー）转移进城牧户情况调查表」，「W嘎査（ガチャー）牧户基本情况」によるものである。

16)　W嘎査（ガチャー）は1983年に家畜と牧草地の請負を始めた。当初は，１人当たり16頭の小家畜，1450畝の牧草地を10年間請け負った。13年後の1996年に契約更新が行われ，請け負い契約期間はさらに30年間延長された。

17)　300頭の小家畜，10頭牛，10頭馬の基礎家畜が被害後には40頭の小家畜しか残らなかった。

18)　「生態移民」政策においては，移住先として，都市近郊で形成された移民村または，都市から離れ交通の便利なところで新たに建設された移民村への移住はほとんどであった。移民村では畜舎飼育による資本集約的な酪農経営を奨励するケースは多い。

90世帯のうち，76世帯の237人が「生態移民」政策に応じて地方都市の賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮に移住した[19]。一方，14世帯は「生態移民」政策の受け入れを拒否し，嘎查(ガチャー)に居住続けている。移住した76世帯平均牧草地面積は4,526畝であり，移民拒否14世帯の平均牧草地面積は6,458畝である。移民拒否14世帯の牧民に対しては“草畜平衡管理”基準に準じて放牧家畜頭数を厳しく制限する制裁的な待遇を受けている[20]。具体的には96.3畝草地あたり1頭ヤギ単位を飼育することが規定されている[21]。この基準によれば，14世帯が936頭ヤギ単位家畜を飼育することは可能である。平均1世帯当たりは66頭ヤギ単位家畜の飼養は可能である。

「生態移民」に対して，『蘇尼特右旗2006年農村牧区重点工作相関政策汇編』[22]に基づき融資援助，住宅支援，補助金支給などの優遇政策が与えられてきた。蘇尼特右旗政府と都市移住「生態移民」との間で10年間の“禁牧契約”を結んでいる。しかし，「生態移民」になった牧民と政府間の牧草地請負期間の30年間は変更しない。したがって，原則的には禁牧の契約期間が終了後，「生態移民」は従来の請負牧草地での経営復帰は可能である。

行政からは，禁牧補助金として1畝当たり1年間に1.24元の補助金を5年間支給することを「生態移民」たちと契約している。それ以外に，嘎查(ガチャー)全世帯に（都市移住しているかどうかに関係なく）「季節的休牧」（毎年4月1日から5月15日までの45日は季節的禁牧時期と指定）補助金として1畝当たり1年間に0.62元の補助金が支給される。従って，地方都市移住「生態牧民」は，年に1畝禁牧牧草地当たり1.84元の補助金が得られる。移住した76世帯当たり禁牧による年平均支給される補助金額は8,328元であり，移民以後家計総収入の約半分を占めている。他方，移民拒否した14世帯は，平均4,000元の「季節的休牧」の補助金が得られる。

嘎查(ガチャー)76世帯の「生態移民」政策の実施により禁牧牧草地面積は44万畝である。それを8つに分けて囲み，監視・管理を行っている。具体的に，“草原監督管理”から移民拒否した14世帯の住民11人を400元/月で雇用して監視・管理にあてている。

移住先賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮には「生態移民」への日常的なサービスと就労機会の提供などのサポート行政機関[23]として“生態办”（人口転移办）などが設置されている。“生態办”が移民の個人創業（自営業）を奨励・サポートのため，“創業基金”を設立されており，最大14,000元までの資金を2年間無利子で貸し出しを行っている。

---

19) 移住した牧戸79世帯のうち，59世帯が政府から提供した市営住宅に入居し，5世帯が商業住宅に入居し，10世帯が賃貸屋に入居され，6世帯が鎮内で新居を購入した。

20) ほか嘎查(ガチャー)のでも“草畜平衡管理”条例を実施されているが，W嘎查(ガチャー)より緩やかであった。それは，ほかの嘎查(ガチャー)では，条例の飼育基準を越えた飼養家畜に対して，1頭ヤギ単位家畜に対し10元の罰金が徴収される。一方，このW嘎查(ガチャー)の場合は，条例の基準を超えて家畜飼育することはまったく許されていない。

21) 内モンゴル全体では平均30畝当たりは1頭のヤギ単位の家畜飼養可能としており，W嘎查(ガチャー)牧民の経験によれば，27畝に1頭のヤギ単位家畜の飼養は十分と言われている。干ばつなどの自然災害を考慮しない普通の状態において，過放牧を考慮した場合でも最大で60畝に1頭のヤギ単位の家畜飼養は可能と言われている。

22) 中共苏尼特右旗委员会办公室・苏尼特右旗人民政府苏公室2006年7月，48頁。

23) 「生態移民」と関連がある旗レベル行政機関としては生態办（人口转移办），労働就業局，衛生局，草原監督管理站，民生局，社会保障局，畜牧局がある。

都市移住「生態移民」の養老保険に関して鎮行政から『蘇尼特右旗整体転移進城高齢牧戸養老保険办法（暫定)』を策定した。この制度は，牧民と鎮政府（年25万元の予算）の共同出資によって作られた都市移住「生態牧民」に対する特別保険金制度[24]である。養老保険金は61歳から支給対象になる。養老保険金の月支給額は370-480元である[25]。調査時点では，76世帯（237人口）のうち13世帯（15人）人が養老保険金をもらっている。年１人あたり養老保険支給額は3,600元である。

都市移住「生態移民」は合作医療保険への加入が義務付けられている。それは，保険加入者１人が年10元の支払いで医療保険に加入することができる。加入者が入院治療を受ける場合に限り医療保険を使えることができる。治療費が2,000元超過の場合治療費の50％，2,000元以下の場合治療費の30％を医療保険が負担する仕組みとなっている。実は，この合作医療保険制度利用には，加入者が入院治療を受ける場合に限って医療保険が使える条件がる。つまり，加入者が入院治療を受けず，診察受けるだけでは医療保険を利用することはできない。しかも，加入者が入院治療を受ける場合でも，先に医療費を立て替る必要がる。つまり，患者は支払う医療費は割引後の金額ではなく，まず全額を支払い，その後医療保険機構から申請し，払い戻す仕組みとなっている。この制度の利用は医療保険金加入者に対し，一時的な経済負担を増やすこととなり，医療保険としてのメリットは限定的なものという見方が多い。

表１　地方都市移住「生態移民」居住状況と牧草地面積

人口・戸数	総世帯数	90戸
	総　人　口	293人
	移民拒否現地放牧世帯数	14戸
	移民拒否現地放牧人口	56人
	移住した世帯数	76戸
	移住人口	237人
居住状況	賽漢塔拉鎮以外居住	14戸
	賽漢塔拉鎮市営住宅入居	47戸
	賽漢塔拉鎮自己住宅購入	9戸
	賃貸住宅	6戸
牧草地面積	総牧草地面積	530,000ムー
	移住した76世帯の禁牧牧草地面積	343,970ムー
	移住した１戸当たり牧草地面積	4,526ムー/戸
	移民拒否現地放牧行っている14世帯牧草地面積	90,405ムー
	移民拒否１戸当たり牧草地面積	6,458ムー/戸

（出所）　筆者作成

24）保険金が支給される条件は，55歳及び55歳以下牧民は保険費として総額15,000元支払うが条件となっている。55歳以上牧民の保険加入は，１歳としがあがるごとに支払うべき保険金総額（15,000元）から500元免除される。80歳以上の高齢者は養老保険に加入しているかどうかは関係なく，養老保険金支給対象になる。

25）養老保険金支給額の計算方法：月保険金＝2007年度全毎月平均給料かける20％＋個人口座累積総額割る120(個人口座累積総額＝個人支払い総金額＋利子)

表1は，「生態移民」の賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮における居住状況及び住民の牧草地面積を集計したものである。賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮に移住してきた牧民に，鎮政府から移住世帯1戸当たり面積65 m^2，市場相場では5万元に相当する市営住宅一室を提供し，入居時に手数料として5,000元を徴収している。移住した76総世帯のうち47世帯は市営住宅に入居し，住宅マンションを購入したのは9世帯，賃貸住宅入居したのは6世帯である。

表2 地方都市移住「生態移民」学生状況と就業形態の集計

	移民拒否世帯のうち学生抱える世帯数	3戸
学生状況	移住世帯のうち学生抱える世帯数	30戸
	学生数	36人
	小学校	26人
	中学校	3人
	高校	3人
	大学	4人
就業形態	打工（自経営）者数	95人
	自経営	23人
	打工	72人
男女比率	男	64人
	女	31人
就業者年代	20代	18人
	30代	42人
	40代	29人
	50代	6人

（出所） 筆者作成

表2は，「生態移民」の学生教育状況，就業形態（自営業，雇用労働），就業者の性別と年代別に集計したものである。移住した76世帯のうち，30世帯は通学している学生を抱えている。しかも，学生総人数36名のうち26名は小学生である。一方，移民拒否した14世帯のうち，3世帯は学生を抱えている。このことから，学生を抱えている世帯，または数年後に小学校に通わせる児童がいる世帯ほど教育環境の改善と通学の便利さを求め，賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮への移住に積極的に応じていると考えられる。

移住総人口237人のうち，自営業また打工（雇用労働）に従事している就労人口は95人であり，男性（64人）が女性（31人）より多い。そのうち，23人は自営業に従事しており，72人は雇用労働者である。就業者のうち，30代の若年労働者は最も多く42人，40代の中年労働者は29人，20代の労働者は18人，50代の労働者は6人である。自営業従事者23人のうち15人が“創業基金”を活用して，自営業を始めたのである。

表3　地方都市移住「生態移民」就業形態の集計

項　目	就　業　内　容	就業者数	比　率(%)	平均収入(月・元)
	総就業者数	95	100	510
自経営	個人タクシー経営	10	43.5	500
	小　売　業	4	17.4	800
	飲食店経営	4	17.4	800
	ビリヤード店経営	3	13.0	400
	民族衣装裁縫及びジュエリー加工	2	8.7	400
	合　　計	23	24.2	580
打　工	羊　飼　い	13	18.1	300
	その他サービス業	11	15.3	450
	建 築 労 働	9	12.5	500
	鉱業現場労働	8	11.1	700
	飲食店の店員	7	9.7	300
	不特定の短期バイト	7	9.7	400
	耕種農業，酪農非雇用	4	5.6	500
	工 場 労 働	3	4.2	400
	警　備　員	3	4.2	500
	販売員（ネットカフェ，携帯電話）	3	4.2	450
	観光サービス業	2	2.8	900
	機械関連の修理業	2	2.8	400
	合　　計	72	75.8	480

（出所）　筆者作成

表3は「生態移民」の賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮での就労者の業種を集計したものである。

自営業はいずれも小規模な家族経営である。自営業として，個人タクシー経営者が最も多く(10人)，小売，飲食店経営（8人），ビリヤード経営（3人），民族衣装裁縫（1人），民族ジュエリー加工（1人）などの業種に従事している。自営業者の平均収入は580元であり，小売業と飲食店経営者の収入は若干高くなっている。

72名の雇用労働者のうち，最も多いのは農業従事者である（17人)。13人は放牧という従来の生産技術を活かした長期羊飼いの雇用労働に従事している。しかも，就労者は50代以上の中年夫婦が多く，雇い主の実家に泊まりかけが一般的であり，1人当たり月収は300元である。それ以外，耕種農業，酪農経営での雇用労働者は4人である。建築業（9人）や鉱業現場（8人）などの現場作業従事者は17人であり，平均月収は500元足らず，自営業従事者の月収とさほどの差が見られない。モンゴル国との貿易町二連市で観光サービス業従事者の平均月収は最も高く900元となっている。鉱業現場労働者平均月給は700元となっている。「生態移民」の雇用労働（自営業）による年平均総収入は8,884元であり，家計総収入の約半分を占めている。

76世帯「生態移民」の地方都市での年間平均総収入は16,393元であり，平均総支出は30,857元となっている。総支出のうち生活費支出が最も高く9,337元となっている。生活費支出は補助金平均収入8,328元より若干高くなっていることから，補助金収入は「生態移民」の都市生活費にギリギリ与えられていることがわかる。76世帯のうち借金を抱えているのは13世帯であり，世帯

当たり平均借金総額は15,692元となっている。

「生態移民」の就労者は賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮か鎮内に集中し，就労業種も限られている。自営業と言っても，それは小規模な家族経営であり，単純な飲食業やサービス業に留まっている。雇用労働も農業（畜産業）及び建築現場と鉱山現場での力仕事が多い。しかし，地方都市就労者が長期的な安定した職業に留まるケースは少なく，明確な「季節性」が見られ，冬は仕事がなく失業状態に陥ている。それから，現場作業（建築，鉱山など）での事故による雇用主との賠償責任問題，給料未払いなどトラブルが多発生している。このような就労トラブルに関して，地方行政が中間に入り調整を行うことは移民初期には積極的に行われていましたが，時間を過ぎるにたち行政機関の関心と行動が次第に鈍くなっているとの指摘が多かった。都市移住「生態移民」の雇用労働力は，従来の畜産経営者から地方都市への安価な労働力提供者，潜在的な都市失業者へと移り変わったのである。一方，地方行政が「生態移民」政策実施の当初に約束していた安定的な就労環境提供と現実が大きなギャップが生じ，地方行政に対する「生態移民」たちの不信を煽る要因となっている。

V 「生態移民」の所得変化

以上は76世帯賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮移住「生態移民」政策の実施状況，補助金対策，サポート体制，生活補助（養老保険，医療保険），就労形態，就労業種，家計収入支出の実態を検討しきた。

一方，行政主導の「生態移民」政策に応じて，賽漢塔拉(サイハンタラ)鎮に移住した「生態移民」たちの家計所得（収入，支出）が移民以前と比べてどう変化したのか。また，移民を拒否したと想定した場合の家計所得と比べて移民以後の家計所得がどう変化したのかを事例調査に基づいて検証する。具体的には“完全移民”生態移民（牧畜業をやめ完全に都市に移住した家計），“非完全移民”生態移民（表面的には移住したが実際は元の居住地に経済的なつながりをとどめている家計）及び“移民拒否”牧民（完全に移民を拒否したため制裁的な待遇を受けている家計）の3種類の事例を取り上げ，移民以前の所得と移民以後の所得及び移民拒否を想定した所得（家計余剰）との比較を通じて，家計所得変化の実態を明らかにする。

“完全移民”とは「生態移民」政策に応じて従来の生産形態を完全に放棄し，家族全員が地方都市へ移住し，自営業または就労によって家計を営んでいるおり，従来の牧草地から経営所得が得られていない牧戸である。“非完全移民”とは家族全員が表面的に「生態移民」政策に応じで地方都市へ移住しますが，実際は従来の牧草地から何かの経営所得を得ている牧戸である。それは，建前では「生態移民」であるが，実際は家族の余剰労働を生かして従来の生産形態を営んでいる牧戸である。“移民拒否”とは「生態移民」政策の受け入れを完全に拒否し，牧草地に留まり従来の生産形態を維持している牧戸である。

行政としては，嘎査(ガチャー)全世帯の「生態移民」政策受け入れを奨励・推進し，移民に応じた世帯に特別優遇政策を与え，“移民拒否”世帯を厳しく制裁している。それは，“移民拒否”14世帯の牧戸に対して，“草畜平衡管理”基準に準じて飼養家畜頭数を厳しく制限することである。具体的

には96.3畝草地あたり1頭ヤギ単位の家畜飼育しか許されないことである。

1.“完全移民”の事例

世帯主が37歳（4人家族）の副嘎查大（副村長）は“完全移民”してきた。行政から嘎查行政担当者全員を強制的に移住させる方針である。本人は，都市への移住に反対していましたが，嘎查行政担当の一員であるために，移民に応じせざるを得なかった。

5,000畝の牧草地を禁牧し，100頭の小家畜を親戚の牧草地に委託放牧を行っている。賽漢塔拉鎮に移住してから，運転技術を生かしてタクシー経営を営んでいる。2人の子供は鎮内の小学校に通っており，妻は家庭主婦である。

表4　“完全移民”世帯家計構造の内訳

（単位：元）

	移民以後（2007年）	移民以前（2006年）	移民を拒否したと仮想した場合
畜産（委託）経営収入	7,000	51,120	20,200
禁牧補助金収入	9,300	0	3,100
自営業（打工）収入	4,800	0	0
その他収入	3,600	3,600	0
粗収入	24,700	54,720	23,300
飼料費（乾草）購入	0	6,000	2,000
濃厚飼料（トウモロコシ）購入	0	4,800	1,500
畜薬	0	1,200	1,000
粗生産費	0	12,000	4,500
牧戸所得	24,700	42,720	18,800
家計費	14,944	9,000	7,500
経済余剰	9,756	33,720	11,300

（出所）筆者作成

表4は，“完全移民”一家の移民以後，移民以前，移民を拒否したと仮想した場合の家計構造の内訳を示したものである。

「生態移民」政策が実施される以前（2006年），牧草地での家畜飼育頭数に制限がなく，280頭の小家畜を飼養していた。移民以前の一年間の畜産物販売収入は51,120元である[26]。その他収入は，副村長を務めている給料収入の3,600元である[27]。従って，移民以前の粗収入は54,720元となっている。粗生産費は飼料（乾草）購入費6,000元，濃厚飼料（トウモロコシ）購入費4,800元，畜薬購入費1,200元，合計12,000元である。粗収入から粗生産費を差し引いた，牧戸の移民以前の粗純所得は42,720元である。一方，家計費の9,000元[28]を引くと移民以前牧戸1年間の経済余

26）畜産物販売収入は家畜固体販売収入と羊毛販売収入で構成される。① 家畜固体販売収入，250頭×200元/頭＝50,000元。② 羊毛販売収入，280頭×1 kg/頭×4元/kg＝1,120元。

27）副村長の給料収入は300元/月×12月＝3,600元である。

28）家計費の構成は次の通りである。① 食費：4,000元　② 生活用品：2,000元　③ 医療費：1,000元　④ 服代：1,000元　⑤ 通信費：1,000元

剰は33,720元となっている。

移民以後の粗純収入（粗純所得）は24,700元であり，移民以前の粗純収入42,720元より，18,020元減少した。移民以後粗収入（所得）のうち，禁牧による補助金所得は一番高く9,300元となっている[29]。その次高いのは100頭小家畜の委託放牧収入の7,000元である[30]。一方，都市でのタクシー経営による就労粗収入は4,800元である[31]。その他には，副村長を務めている給料収入は3,600元である。移民以後の家計支出は14,944元であり，移民以前の家計支出9,000元より5,000元上った。粗所得から家計費を引いた経済余剰は9,756元であり，移民以前の33,720元より，23,964元減少している。

2006年11月から「生態移民」政策が実施後，“草畜平衡管理”条例の規定に従い，96畝牧草地あたりに1頭のヤギ単位家畜を飼育されることはできる。従って，5,000畝牧草地では“草畜平衡管理”の基準に従って，52頭の小家畜の飼育が可能である。52頭の小家畜から得られる畜産物販売収入は20,200元[32]であり，45日間の飼料補助金の3,100元[33]である。移民拒否した場合の粗収入は23,300元であり，粗生産費の4,500元を空除した牧戸の粗所得は18,800元となる。家計費7,500元[34]を引いた経済余剰は11,300元となっており，移民以後の経済余剰の9,756元より，1,544元高くなっている。

2．“不完全移民”牧戸の事例

“不完全移民”牧戸の事例として7人の世帯員を抱える38歳の世帯主の牧戸である。

移民先の賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮では小さな飲食店を経営している。移民以前は8,000畝牧草地で，300頭の羊を飼育していた。また，1988年から55畝の牧草地を開墾し，ジャガイモ（15畝）とトウモロコシ（40畝）を栽培していた。この一家は2006年11月に，世帯全員が賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮に移住しましたにも関わらず，55畝耕地の経営を維持してきた。表面的は完全移民しているように見えるが，実際耕地で営農行っているため，不完全移民牧戸として扱った。

表5は，“不完全移民”一家の移民以後，移民以前，移民を拒否したと仮想した場合の家計構造の内訳を示したものである。

この一家は「生態移民」政策が実施される以前，牧草地で飼養している300頭の小家畜から得られる畜産物販売収入は52,200元である[35]。55畝耕地から得られる耕種農業経営収入は43,800元である[36]。

---

29) 補助金所得：5,000畝×1.86元/畝・年＝9,300元/年

30) 移民以後親戚に100頭小家畜の放牧委託している。その収入は100頭×70元/1頭・年＝7,000元/年

31) 運転手とした就労収入：12月×400元/月＝4,800元/年

32) 畜産物販売収入 ① 家畜固体販売収入：50頭×400元/頭＝20,000元，② 羊毛販売収入：50頭×1kg/頭×4元/kg＝200元

33) 45日間の飼料補助金所得：5,000畝×0.62元/畝・年＝3,100元

34) 食費：3,000元，生活用品：1,500元，医療費：1,000元，服代：1,000元，通信費：1,000元

35) ① 家畜固体販売収入，240頭×200元/頭＝48,000元。② 大家畜固体販売収入，2頭×1,500元/頭＝3,000元，③ 羊毛販売収入，200頭×1kg/頭×4元/kg＝1,200元。

36) 耕種農業経営収入 ① 青刈り飼料の販売収入：40畝×720元/畝＝28,800元，② ジャガイモ販売↗

表5 “不完全移民”世帯家計構造の内訳

(単位：元)

	移民以後 (2007年)	移民以前 (2006年)	移民を拒否したと仮想した場合
畜産（委託）経営収入	5,600	52,200	31,832
耕種農業経営収入	43,800	43,800	43,800
禁牧補助金	14,778	0	4,926
自営業（打工）収入	5,160	0	0
最低生活補助金	10,800	0	0
粗収入	80,138	96,000	80,558
飼料費（乾草）購入	0	7,000	1,848
濃厚飼料（トウモロコシ）購入	0	6,000	2,000
畜薬	0	2,000	2,000
耕種農業経営費	21,555	21,555	21,555
粗生産費	21,555	36,555	27,403
牧戸所得	58,583	59,445	53,155
家計費	21,180	11,200	7,500
経済余剰	37,403	48,245	45,655

（出所） 筆者作成

従って，移民以前の粗収入は96,000元となっている。畜産経営粗生産費は飼料（乾草）購入費7,000元，濃厚飼料（トウモロコシ）購入費6,000元，畜薬購入費2,000元の合計15,000元である。耕種農業粗経営費は21,555元である[37]。農業粗収入から粗生産費の36,555元を引いた移民以前の粗純所得は59,445元となっている。家計費の11,200元[38]を引いた経済余剰は48,245元となっている。

一方，移民以後の粗純所得は58,583元で移民以前の59,445元より，862元減少した。移民以後の粗収入（所得）のうち，耕種農業経営収入は一番高く22,245元である。禁牧による補助金所得は14,778元となっている[39]。その次高いのは，最低生活補助金収入の10,800元である[40]。家畜委託による収入は5,600元である[41]。一方，移民以後の飲食店経営による経営粗収入は5,160元となっている[42]。移民以後の家計支出は21,180元であり，移民以前より10,000元上昇した。移民以後の粗所得から家計費を引いた経済余剰は37,403元であり，移民以前の経済余剰45,655元より，8,252元減少している。

↘収入：15畝×1,000元/畝＝15,000元，耕種農業経営収入合計は43,800元である。

37) 耕種農業粗経営費の内訳，① 種苗費：1,375元 ② 電気代（灌漑用）：3,080元 ③ 肥料（二氨）2,700元 ④ 肥料（尿素）：1,300元 ⑤ ガソリン代（機械設備の原動力）：2,600元 ⑥ 短期労働力雇い：10,500元。

38) ① 食費：5,000元 ② 生活用品：2,200元 ③ 医療費：1,500元 ④ 服代：1,000元 ⑤ 通信費：1,500元

39) 補助金所得：8,000畝×1.86元/畝・年＝14,778元/年

40) 最低生活補助金受給者は3人である。3人×300元/月×12月＝10,800元/年

41) 移民以後親戚に80頭小家畜の放牧委託している。その収入は80頭×70元/1頭・年＝5,600元/年

42) 飲食店経営収入：12月×430元/月＝5,160元/年

生態移民を拒否したと仮想した場合，8,000畝牧草地では“草畜平衡管理”の基準に従って，83頭小家畜の飼育が可能である。83頭の小家畜から得られる畜産物販売収入は31,832[43]元であり，45日間の飼料補助金収入は4,926元[44]である。耕種農業経営収入は43,800元である。移民拒否した場合の粗収入は80,558元であり，粗生産費の27,403元を空除した牧戸の家計所得は53,155元である。家計費7,500元[45]を引いた経済余剰は45,655元であり，移民以後の37,403元より，8,252元高くなっている。

この牧戸は移民以前，一戸建ての住宅，畜舎など合計210,800元[46]の固定資産を所有していた。しかし，この固定資産は都市移住してから，耕種農業経営によって一部の固定資産が活用されている意外，ほとんどは放棄されることとなった。移民以後，牧民がいままで蓄積してきた固定資産は基本的に廃棄され，大きな生産資源の無駄が発生している。しかし，移民以後牧戸の放棄された固定資産に関しては，補助金が支給されることはなかった。

3.“移民拒否”の事例

90世帯のうち14世帯は「生態移民」政策の受け入れを拒否し，嘎査（ガチャー）に居住続けている。“移民拒否”の事例として実態調査を行ったのは，72歳の母と独身息子２人（30歳，32歳）の家庭である。草原から離れたくなく，行政からの移民政策説得に不審を感じたために移民を拒否したという。1999～2001年の連続的自然災害をうけ，300頭の小家畜が40頭までに激減した。移民政策が実施される以前（2006年），6,000畝牧草地で260頭の羊を飼育していた。

表６は，“移民拒否”一家の移民以前，移民拒否（移民以後,）の家計構造の内訳を示したものである。

「生態移民」政策が実施される以前，260頭小家畜から得られる畜産物販売収入は45,040元であった[47]。それ以外，3,600元の最低生活補助金[48]収入がある。従って，移民政策実施以前の粗収入は48,640元である。粗生産費は飼料（乾草）購入費5,600元，濃厚飼料（トウモロコシ）購入費4,800元，畜薬購入費1,500元の合計11,900元である。移民政策実施以前の粗純所得は36,740元である。家計費の8,600元[49]を引くと粗経済余剰は28,140元となっている。

---

43) ① 家畜固体販売収入：75頭×420元/頭＝31,500元，② 羊毛販売収入：83頭×1 kg/頭×４元/kg＝332元

44) 45日間の飼料補助金所得：8,000畝×0.62元/畝年＝4,926元

45) 食費：3,000元，生活用品：1,500元，医療費：1,000元，服代：1,000元，通信費：1,000元

46) ① ビニルハウース：37,000元（2005年築），② トウモロコシの青刈り飼料の貯蔵庫：7,000元（2006年築） ③ 水貯蔵：5,000元（2006年築） ④ 畜舎：3,000元（1996年築） ⑤ 農業用四輪駆動車：8,800元（2006年購入） ⑥ その他農業用設備の購入：10,000元（2005-2006年） ⑦ 電気井戸：10万元（2005年築） ⑧ 耕地の囲柵の費用：3,000元（1988年） ⑨ 住宅投資：22,000元（1996年築 96平米），15,000元（2005年建築 54平米）

47) ① 家畜固体販売収入，220頭×200元/頭＝44,000元。② 羊毛販売収入，280頭×1 kg/頭×４元/kg＝1,120元。従って，畜産物販売収入は51,120元である。

48) 最低生活補助金：300元/月・人×12月＝3,600元である。

49) 食費：3,000元，生活用品：1,800元，医療費：1,500元，服代：1,000元，通信費：1,300元

表6 “不完全移民”世帯家計構造の内訳　　(単位：元)

	移民以後 (2007年)	移民以前 (2006年)	移民を拒否したと仮想した場合
畜産（委託）経営収入	23,348	45,040	23,348
禁牧補助金	3,720	0	3,720
自営（打工）業入	0	0	0
最低生活補助金	3,600	3,600	3,600
粗収入	30,668	48,640	30,668
飼料費（乾草）購入	1,400	5,600	1,400
濃厚飼料（トウモロコシ）購入	1,200	4,800	1,200
畜薬	1,000	1,500	1,000
粗生産費	3,600	11,900	3,600
牧戸所得	27,068	36,740	27,068
家計費	8,300	8,600	8,300
経済余剰	18,768	28,140	18,768

（出所）　筆者作成

生態移民政策が実施後，6000畝牧草地では“草畜平衡管理”の基準に従って，62頭の小家畜の飼育は可能である。62頭の小家畜から得られる畜産物販売収入は23,348元[50]であり，45日間の飼料補助金収入の3,720元[51]を加えると，移民政策実施以後の粗収入は30,668元となっている。粗生産費の3,600元を引いた牧戸の粗家計所得は27,068元である。家計費8,300元[52]を引いた粗経済余剰は18,768元であり，移民政策実施以前の28,140元より，9,372元減少した。

「生態移民」政策に応じ賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮に移住した「完全移民」の事例からは移民以後の家計所得は移民以前の家計所得より18,000元減少している。また，生活費は移民以前より6,000元上昇したため，経済余剰は移民以前より23,964元減少している。移民以後の家計所得は移民拒否と想定した場合の家計所得より6,000元ぐらい高くなっているが，経済余剰は1,500元低くなっている。

賽漢塔拉（サイハンタラ）鎮に移住した「不完全移民」の事例から移民以後の家計所得は移民以前の家計所得と差はなかった。それは，移民以後も従来からの耕地経営収入（22,245元）と最低生活補助金収入（10,800元）によりものである。また，生活費は移民以前より10,000元上昇したため，移民以後の経済余剰は移民以前より減少している。移民以後の所得は移民拒否と想定した場合の所得より5,428元ぐらい高くなっているが，経済余剰は8,252元低くなっている。

“移民拒否”牧民の家計所得（経済余剰）は「生態移民」政策が実施されて以来減少している。その大きな要因は“草畜平衡管理”による飼育可能な家畜頭数を制限したからである。一方，小家畜個体販売単価が200元から420元まで，一頭当たり220元上昇したことは，牧民の所得減少を

50)　畜産物販売収入　① 家畜固体販売収入：55頭×420元/頭＝23,100元，② 羊毛販売収入：62頭×1 kg/頭×4 元/kg＝248元

51)　45日間の飼料補助金所得：6,000畝×0.62元/畝・年＝3,720元

52)　食費：3,000元，生活用品：1,500元，医療費：1,500元，服代：1,000元，通信費：1,300元

阻止する最も重要な要因となっている。

以上見てきたように，「生態移民」政策が実施後，生態移民に身を転じ都市住民になった牧民にしろ，移民を拒否し，従来の生産形態を営んでいる牧民にしろ，家計所得（経済余剰）は減少している。それは地方都市で「生態移民」の就労収入（自営業収入）獲得機会確保が困難であることと，補助金支給額が低く固定されていること，“草畜平衡管理”の基準によって家畜頭数を厳しく制限していることによるものである。

Ⅵ おわりに

「生態移民」政策は「退耕還林・還草・休牧・禁牧」政策の延長線に環境保全と貧困削減の対策として2000年以後登場する。また，内モンゴルは1999年から2001年まで連続的な自然災害に見舞われたため，牧草地の退化が顕著となり，貧困化を加速させた。そこで，内モンゴルは全国的にも優先的に「生態移民」政策を導入した。また，内モンゴルは「生態移民」の移住先での生産基盤確保のために，畜舎飼育による資本集約的な酪農経営を全力で推し進めている。その背後には，内モンゴル酪農業・乳製品加工業の急速な成長による生乳需要の拡大があった。一方，集約的な酪農経営は，農牧民従来の農業生産技術を活用する形で導入されているのに対して，地方都市移住「生態移民」は農業（畜産）生産から完全に切り離され，地方都市での雇用労働，自営業によって生計を立てるものであった。

それは，家畜を通じて乾燥した天然牧草地から最大の恵みを得られていた伝統的な放牧経営を完全に否定し，従来の生活様式や生産形態を余儀なく制限した行政からの強制的・人為的な労働力移動でもある。都市移住「生態移民」が新しい生活環境のもで，生計を立てるには持続的な就労収入・経営利益（所得）の獲得が必要である。そのため，地方行政からは「生態移民」に対して生活環境の提供，補助金支給体制，生活補助（最低生活補助，医療保険，養老保険），就労環境整備のサポート体制を講じてきた。しかし，「生態移民」は地方都市で安定的な仕事に恵まれず，潜在的な失業状況におかれ，家計所得の半分が行政からの補助金収入に頼っているのは現状である。「生態移民」の地方都市での持続的な生活・生産基盤が崩れ始め，市場競争意識が薄い彼らにとって，弱体化を余儀なくされ，新たな都市貧困層を生み出すこととなった。それは地方都市で「生態移民」の就労収入（自営業収入）獲得機会確保が困難であること，補助金支給額が低く固定されていること，日常必需品の市場調達機会の増大，物価上昇による生活費支出の拡大，“草畜平衡管理”の基準によって飼養家畜頭数を厳しく制限していることによるものである。従って，地方都市移住「生態移民」政策は牧民の地方都市での生活環境の改善，所得水準の向上，持続的生産基盤の確保という観点からの貧困対策としての効果はとても限定的なものと言わざるを得ない。

今までの生活環境から余儀なく退去させ，従来からの生産方式を放棄せざるを得ない地元の地域住民が「生態移民」に選ばれるのは，「生態移民」政策を実施する地方行政からのいくつかの

容認があるからでる。まず，牧草地退化は長期的に牧民の飼養家畜飼育頭数が牧草地の積載能力（飼養能力）を超えて放牧することに起因する。いわゆる“過放牧”である。自然災害の頻発，異常気象，地下資源の非合理的な開発，地下水位の低下，工業化，都市化の進展，地球温暖化などの非人為的な外部環境変化の牧草地退化に対する影響は基本的に考慮していない。従って，“過放牧”が牧草地生態環境悪化の最終的な原因と決めつけている。次に，牧草地を請負っている牧民は“過放牧”の最終的な責任者である。牧草地の退化は経営主である牧民の“持続的経営意識の欠如”や“管理能力の不足”，市場経済体制の浸透の結果である。いわゆる粗放的・伝統的な放牧経営方式は生態環境の悪化の主因であると決めつけている。従って，地域住民（牧民）は生態環境を悪化させた“犯人”であり，その全責任を過剰に負わなければならないという皮肉な社会状態が起こっている。最後に，牧草地退化を抑制し，生態環境回復させるもっとも簡単な方法は，家畜飼養頭数を牧草地の積載能力（飼養能力）範囲内に限定するか，あるいは自然条件不利な地域住民を移住させ，牧草地から家畜を追払い，牧草地を囲み，牧草地を長期的な睡眠状態にしておけば，牧草地の生態環境は自然的に回復するだろうという認識が蔓延している。

乾燥地帯における農業（畜産業）を単なる産業として，ものを生産する場として捉えるのではなく，それを人間の生活の手段として捉え，人間と牧畜業を一体化して維持していく方向に，農業政策，地域振興政策の基本的な姿勢を変えなければならない。

特に自然条件不利な地域では市場競争原理の導入，農業生産の合理化・集約化を通じた農業生産性の向上などの効率性を最優先する政策を推し進めていれば，いずれのうちに農業生産が放棄され，地域住民がいなくなり，過疎化してしまう危険性がある。一方，「生態移民」政策はこのような危険性を防ぐ対策ではなく，それを促す対策である。

それは草原生態系の空間秩序を大幅に壊すことになりうる。そこで，できるだけそういう自然条件不利な地域に住民を定着させ，そこで牧畜業に従事させることによって，自然環境を保護し，伝統的な社会環境を保全していくことそれ自体に価値があることを再認識すべきである。北方乾燥地帯の環境保全の担い手となっている牧民を牧草地から強制的移住させ，生産活動を制限するのではなく，そういう自然条件不利な地域の環境保全に貢献した功を称え，定住していること自体に対して一定の補助金を支給すべきである。本稿で見てきたように，地方行政が都市移住「生態移民」のみに対して生活環境の整備，補助金支給，生活補助（最低生活補助，医療保険，養老保険）を差別的に与えるのではなく，地域住民全員が平等に享受できるようなシステムの構築が必要である。また，牧草地の乱開発行為を厳しく制限し，自然災害なの外部環境変化に対して環境保全のための財政・金融資金を総動員する体制作りが必要である。それから，都市部との生活条件の格差をなくすために，文化施設，病院，図書館，娯楽施設，スポース施設，音楽施設などの公共施設及び交通網などのインフレ整備を国・行政の責任で整備すべきである。こうして，自然条件不利な地域になるべく人間を定着させ，彼らの生活・生産活動を通じて自然の保護・社会

〔付記〕　本稿は，公益財団法人平和中島財団外国人研究者等招致助成（2011年度）による研究成果の一部である。

的環境を保護すべきである。

参 考 文 献

日本語

1. 施　国慶「「生態移民」よる貧困削減の効果――内モンゴル自治区アラッシャにおける実験と教訓」『中国の環境政策，生態移民』2005年７月　PP. 170-197
2. シンジルト「「生態移民」をめぐる住民の自然意識――甘粛省南ヨゴル族自治県Ａ村における事例から――」『中国の環境政策，生態移民』2005年７月　PP. 246-269
3. 中村知子「「生態移民政策」に関わる当事者の認識差異――甘粛省南ヨゴル族自治県祁豊区郷における事例から」『中国の環境政策，生態移民』2005年７月　PP. 270-287
4. 児玉香菜子「「生態移民」による地下資源の危機――内モンゴル自治区アラッシャ盟エゼネ旗における牧畜民の事例から――」『中国の環境政策，生態移民』2005年７月　PP. 56-76
5. スエー「「生態移民」による新たな草原開拓――内モンゴルシリンゴル盟鑲黄旗における牧畜民の事例から」『中国の環境政策，生態移民』2005年７月　PP. 77-96
6. 鬼木俊次　根鎖　「「生態移民」における移住の任意性――内モンゴル自治区オルドス市における牧畜民事例から――」『中国の環境政策，生態移民』2005年７月　PP. 198-217
7. 达古拉「「生態移民」政策による酪農経営の課題」『アジア研究 2007』Vol. 53，No. 1，pp58-65
8. 双喜・鬼木俊次「内モンゴルにおける環境保護政策とその課題――ソニト右旗の移民村の調査結果から」『中国北方环保型农牧业与循环经济』内蒙古大学出版社　2005年　PP. 1-8

中国語

9. 刘丽萍・李淑艳・高岚「退耕还林政策中农戸利益分析――以贵州省三個村领为案例」『绿色中国』(2003) PP. 40-42
10. 田国英・陈亮「退耕还林政策对农户收入影响的实证分析」『经济问题』2007年　第３期　PP. 83-85
11. 樊　涛「退耕还林实施成效及问题分析――以邛崃市为例」『中南林业调查规划』第25巻　第３期　2006.8　PP. 29-34
12. 东　梅「生态移民与农民收入――基于宁夏红寺堡移民开发区的实证分析」『中国农村经济』2006.3　PP. 48-58
13. 曹军・吴绍洪・杨勤业「扎鲁特旗退耕还林还草分析」『干旱区资源与环境』第19巻　第３期　PP. 171-174
14. 陈洁・罗丹 著『中国草原生态治理调查』上海世纪出版社股份有限公司远东出版社　2009年４月

（受付　2012年６月１日）